

平成28年11月1日

木造建築物用接合金物の認定について

公益財団法人 日本住宅・木材技術センター

当センターでは木造建築物用接合金物認定規程に基づき、平成28年11月1日付けで下記の製品について認定を行いました。

■新規認定

承認金物(Mマーク)：1社 3品目

認定番号	認定取得者	製造工場	名称
M8-1	(株)徳永	榊徳永	支柱高さ調整金物 EPB-M20、EPB-M24、EPB-M30

■更新認定

性能認定金物(Sマーク)：2社 7品目

認定番号	認定取得者	製造工場	名称
SB2-13C13-01	シェルター (株)	タカヤマ金属工業 (株)	J-18
SB2-13C13-02			J-24
SB2-13C13-03			J-36
SB2-13C13-04			B120
SB2-13C13-05			M120
SB2-13C13-06			SBC
SB2-66A13-01	ウッドエナジー(協組)	(株)タツミ 見附工場	梁受け金物 SHB-300

----- 〈参考〉 -----

○認定の種類は、次の3種類です。

(1) 承認 (Zマーク：軸組工法用、Cマーク：枠組壁工法用、Mマーク：丸太組工法用)

申請された接合金物が、当センターが規定する接合金物規格に定める品質・性能に適合していること及びその製品を安定的に生産・供給する体制が整備されていることを承認する制度。

(2) 同等認定 (Dマーク)

当センターが規定する接合金物規格に定められた規格金物と同じ機能・用途に用いる申請接合金物に対し、当該規格金物に定めたのと同等以上の品質・性能を有すること及びその製品を安定的に生産・供給する体制が整備されていることを認定する制度。

(3) 性能認定 (Sマーク)

申請された接合金物が、その用途に応じて必要とする品質・性能を有すること及びその製品を安定的に生産・供給する体制が整備されていることを認定する制度。

問い合わせ先：公益財団法人 日本住宅・木材技術センター 認証部 増村 TEL：03-5653-7581 FAX：03-5653-7582
